

イリュージョンとしての「日本語」

福島 直恭

1. はじめに

現代日本社会における日常の言語生活は、「日本語」という言語体系の存在を前提としているということができる。ただし、ここで「日本語」というのは「現代標準日本語」、あるいはいわゆる「国語」と同義のものであり、日本各地の地域方言を総合した概念（こちらの方は小稿ではカッコなしの表記で統一する¹⁾）とは別物である。話者自身が日常的に使用する言語変種がその「日本語」であると（話者自身が）認識している場合も、それとは違う言語変種であると認識している場合も、どちらにしても「日本語」の存在は前提とされているのであり、この点を疑うという発想は、現代日本社会にはあまりみられないものである。さらに、言語研究者にとっても、その研究対象としての「日本語」は、研究の出発点かあるいはそれ以前の自明の存在である。現代日本社会の一般の日本語使用者も言語研究者も、「日本語」だけが日本語であると考えているわけではないにしても、「日本語」は日本語の中で最も価値の高い、近代国家日本を代表する言語変種であり、個人のそとに、他と明確に区別可能な自律的な体系として明らかに存在していると感じているはずである。

小稿では、日本語母語話者が共通して抱いている、「日本語」が自律的な言語体系として実在しているという認識、しかもその「日本語」が日本の国家語（national language）という地位を占めているという事実に関して、『「日本語」とはどのような内容をもつ概念で、そういう「日本語」のいかなる点が国家語という地位を支えているのか』というテーマについて考察を進めていく。その中では、特に「日本語」のもつ『印刷、出版用の書記言語』という側面の重要性を強調することになる。また、最後に『そもそも、「日本語」に関するそのような認識は、どのようなところから生じてくるのか』という点についても言及するつもりである。

2. 「日本語」という概念の創出過程

2-1. 「日本語」の成立と言文一致

2-1-1. 「書記言語」と「口頭言語」の違い

小稿ではまず、現代の日本語母語話者が共通してもつ、『「日本語」という自律的な言語体系が実在している』という認識はどのようにして作り上げられたのかという点について考察する。そのためにここでは、そのような認識が生じるきっかけとなった言文一致という社会的な活動について、そこから何が生まれたのかという問題と、その活動の歴史的意義について考えてみる。

日本社会で言文一致活動が起こったのは、政治区分でいえば明治時代である。数多くの先行研究が明らかにしている²ように、この活動は、政治、学術、教育、文学など近代（あるいは近代化しようとする模索中の）日本社会のさまざまな方面で、いわば同時多発的に進められたものといえる。このような活動がはじまった理由は、小稿でも3-2-2で詳しく述べるように、それまでの書記言語が口頭言語と乖離していたからである。もちろんこの活動は日本社会特有のものではなく、書記言語と口頭言語がかけ離れた状態にある言語社会が近代中央集権国家として再編成されようという場合にはほとんど必然的に起こる事態である。

近代日本社会における言文一致活動の具体的な内容についての記述は、多くの先行研究がすでにあるので小稿ではふれない。小稿で注目するのは『この活動の結果として何がどうなったのか』という点である。そしてその問いに対する小稿の筆者の答えを先に述べると、『「日本語（その当時の一般的な言い方としては国語）」という新しい言語変種ができあがったと国民が思うようになった。そしてその言語変種は書記言語である』ということである。もちろん国民は、新しくできた言語変種は書記言語（書き言葉）であると認識してのではなくて、話すときにも書くときにも使える文体というとらえ方を、当時も現代もしているとわなければならない。「言」と「文」とが一致したのだから、その結果成立した言語変種が「言」か「文」のどちらかのみに属するものであるはずがないと考えるからである。しかし、小稿の筆者はそうは考えず、「言」と「文」とはその時もその後も一致などしていないし、一致するはずがないと主張したい。以下にそう考える理由を説明する。

まず、言文一致という場合の「言」つまり口頭言語（話し言葉）と「文」つまり書記言語（書き言葉）とは何かということから定義しておかなければならない。小稿でいう口頭言語とは、音声という媒体によって実現された個々の言語表現のことではなくて、あるひとつの言語変種（あるいは言語体系）のことである³。その言語変種は、日常的な口頭でのやりとりの際に最も依拠されることが多い（だから口頭言語と呼ばれる）が、

その言語変種によりながら文字を媒介とするコミュニケーションを行うこともできないわけではない。そして小稿で書記言語というのも、口頭言語とは別の、やはりあるひとつの言語変種であり、こちらの方は書記された形での情報伝達の際に、そのよりどころとなることが最も多いものである。しかし、音声を媒介としながらもこの言語変種を用いるということもあり得る。

一般には、音声によるものは口頭言語、書かれたものは書記言語という単純な区分が多くみられ、それと比べると、一見小稿での定義は特殊な、あるいは奇異なものにとらえられるかもしれない。しかし、少しよく考えてみると、口頭言語と書記言語に対する小稿のような定義も、決して小稿のオリジナルであるはずがなく、日常において言語に言及する場合であれ、言語研究や教育の場であれ、小稿のようなとらえ方で話し言葉と書き言葉を定義しながら使用していることも数多くあるはずである。例えば言文一致という活動は小稿と同じ定義でなければはじめからあり得ないことは明らかであろう。

2-1-2. 言語内情報完結度

さて、言文一致は原理的にあり得ないという小稿の立場を説明する上で、まずはじめに確認しておかなければならないことは、『基本的に言語表現とは人間と人間の間のコミュニケーションの中にのみ現れるものであり、また、コミュニケーションの中にのみ現れる言語表現は、すべてその言語表現を包括するある特定の出来事の一部である（一部に過ぎない）』ということである。言語表現だけから形成されている出来事などあるはずがなく、言語表現は、必ずそれ以外の要素と共同して情報伝達に与るはずだし、必ずそれ以外の要素とともに理解されるはずである。言語化された部分だけ理解できればいいということはありませんし、また、言語化された部分だけを理解しようとしても不可能である、あるいはそれでは理解したことにならないということでもある。ただし、例えば伝えたい情報量全体を100だとすると、言語化された情報が担う割合はいつも同じ程度であるわけではなくて、ある場合は80であったり、別の場合は20にすぎなかったりすることは当然である。小稿の筆者は、福島（2004）、福島（2005）において、情報全体のうちの言語が担う割合について「言語内情報完結度」の高低という概念を用いて説明を試みた。それによると、言語内情報完結度が低い表現というのは、例えば情報の発信者と受信者が同一空間にいて場面を共有しており、さらにお互いに相手の既有知識の質や量について、また相手の情報を発信する際の特徴や情報の受け止め方の傾向についてよく知り合っているような状況において使用される言語表現をさしている。これに対して言語内情報完結度の高い表現というのは、情報発信者と受信者とが場面を共有していなかったり、お互いに相手の情報をほとんど持たないような場合に使用される

言語表現であり、ひらたくいえば、言語以外の理解の手がかりにはあまり多くを期待できないので、伝えたいことをほとんど言語化して表現しなければわかってもらえないような場合に使用される言語表現のことである。言語内情報完結度の低い言語表現を使用する典型的な例は日常会話であり、言語内情報完結度の高い言語表現が必要とされる典型的な例は、不特定多数の読者に向けた新聞や雑誌の記事、学術論文等における言語使用である。日常会話における情報伝達と不特定多数に対する文字媒体での情報伝達とは、このように、情報を受信して理解するという処理の背景となる条件が大きく違っているわけであり、その違いに対応して、それぞれの条件に適した言語使用に関する規則が別々に定められていると考える方が自然であろう。前者の規則を後者の場に適用すると理解に大きな支障が生じることが予想される。逆に、後者の規則を前者の場に適用すると、ただ単に冗長的だとかくどいとかいうだけではなく、聞き取りという、読み取りとは違う処理過程に線状的にインプットされる情報量が過剰で、やはり理解にマイナスの影響が生じることにもなりかねないであろう。

2-1-3. 言文一致の可能性

2-1-1と2-1-2の議論をもとにして考えると、言文一致という活動は、文字通りの意味で達成されることははじめから不可能であるという結論に達するはずである。「言」と「文」とが一致するということは、1つの言語変種の構成要素としてまとめられる言語使用に関する諸規則を、日常会話の場にも不特定多数の読者を想定した文章表現の際にも使い回すようになるということである。今検討したように、それは聞き取りか読み取りのいずれか、あるいはその両方の処理に多大な困難を引き起こすはずであり、そんなナンセンスなことは原理的に起こるはずがないし、日本社会では、言文一致以前も以後もそんなことは起こっていないのである。もちろん他の言語社会でも起こっていない。

ただし、原理的に起こるはずがない、あるいは実際起こっていないということと、言語使用者達が言文一致が達成されたと考える、あるいは達成されたような気になるかどうかということは別の問題である。少なくとも近代日本の言語社会を構成する個々のメンバーの意識では、「言」と「文」とが一致したことになっていて、そういう意識をメンバーが共有することが、当該の言語社会の近代化の条件になっているとさえ言えるということを理解することも重要である。

2-2. 言文一致活動の意義

2-1で検討したように、言文一致とか言文一致運動と呼ばれる近代日本社会の、主と

して政治、文学、学術、教育などの分野が先導する形で繰り広げられた諸活動は、その結果として、口頭言語と書記言語との統一はいかなる形でももたらすことにはならなかった。いかなる形でもというのは、口頭言語のような書記言語が作り出されることもなかったし、書記言語のような口頭言語が作り出されることもなかったし、両者がその中間的な特徴を持つ新たな文体として統一されることもなかったということである。

ただし、だからといって言文一致活動は日本社会の言語にいかなる影響をも与えなかった、いかなる変化をも引き起こさなかったというわけではない。言文一致は「言」と「文」とを一致させることはなかったけれども、結果的にそれまで日本には存在しなかった新たな言語変種を作り出し、しかもその新たな言語変種は、近代国家日本のシンボルとなって、現在に至るまで非常に大きな影響を日本社会や日本語に与え続けているのである。日本語の面に絞って考えても、その新たな言語変種が各地域社会の言語使用に与えた影響は非常に大きいであろう。よって、その新たな言語変種を作り出すきっかけとなった言文一致は、日本の言語と歴史にとってひとつのエポックメイキングな出来事であるということは確かである。

ここでいう『それまで日本には存在しなかった新たな文体』とは、間違いなく書記言語に分類される言語変種、つまり[言語内情報完結度]の高い言語変種である。しかし、日本社会には、この新たな書記言語が作り出される前には、書記言語が存在しなかったというわけではない。いわゆる「訓読文」およびそれからの派生的諸文体は、間違いなく典型的な書記言語のひとつであり、現在までの日本語の歴史の中で、もっとも長期間にわたって使用されていた書記専用文体である。そして、この新旧2種類の書記言語の一番重要な違いは、その語彙的側面とか文法的側面にあるのではなく、ひとえに使用者層の幅の広さという点にある。

訓読文系の諸文体は、日本語母語話者を全体としてみれば、そのごく一部の人間のためのものであった。多くの一般の日本語母語話者にとってみれば、この書記専用文体は、彼らが日常的に使用している口頭言語との乖離があまりに大きくて、ほとんど他言語のような存在であったはずであり、また、生涯にわたってほとんど縁のない存在であったといえよう。これに対して新たな書記言語である「日本語」は、口頭言語と同じものでは決してないけれども、少なくとも語彙的、文法的には「訓読文」と口頭言語ほどかけ離れたものではなかった、もう少し厳密に言えば、かけ離れたものと日本語母語話者に感じさせるものではなかったといえるであろう。言文一致の日本語の歴史における意義は、旧来の書記言語にかわって、幅広く全国の日本語母語話者にも習得の可能性を感じさせるような、あらたな書記言語を創出するきっかけとなったということにつきる。

2-3. 「日本語」の実体

2-3-1. 「日本道徳」の仮構

2-2では、「言」と「文」とは一致するはずのないものであり、言文一致という活動の結果生まれたものは、それまでとは別の新しい「書記言語」に他ならないということを書いた。実はそれと同趣旨の指摘はすでいくつかの先行研究にもみられ、言文一致に関するそのような解釈は近代日本語研究の分野ではかなり一般的ともいえるものである。ここでは「日本道徳」というおそらく一般的にはまだ確立したものと理解されていないシステムを仮構する例を挙げ、その考察を通して、そのような理解に対しての問題点を指摘し、それとは一線を画する解釈について検討する。

現代日本社会には、その構成メンバーの大部分に共有されているような、数々の道徳的規範が存在するといえる。例えば、『年長者に敬意を払う』『個人のプライバシーに外部者はあまり踏み込まない』『プレゼントを渡す際には中身に関して過小評価する』『自分の幸せや栄誉は周囲の人々からの協力や恩恵の結果だと表現する』などなどである。その中には、他の多くの社会と共通の規範もあるし、日本文化を特徴づけるようなかなり独特の規範もあるであろう。それらについてまず記述し、次に規範同士の関係を明らかにして体系づけ、それらの背景にある価値観、認識の仕方、宗教の影響などに言及した上で、日本社会には「日本道徳」という、高度に構造化された、自律的でかなりユニークな、人間の行動の指針が、過去から現在まで、部分的には姿を変えながらも一貫して存在すると主張することも可能だと思われる。そして、例えば以下のような条件が満たされれば、この主張は一般に広く受け入れられるものとなるのではないかと思われる。

- ①. 学校教育にこの「日本道徳」を専門に扱う科目が設置されること
- ②. 官公庁の中にも「日本道徳」に関してどうあるべきか審議する機関や会議が設けられること。
- ③. 『日本道徳論』とか『日本道徳の構造』、『日本道徳体系の変遷』などという研究書を研究者が著し、さらに『こんなときどうすればいいー日本道徳Q&Aー』のような一般大衆向けのHow to本を非研究者が出版すること。
- ④. 「日本道徳」に関する正しい規範をどれほど知っているかを試すクイズ番組が現れ、同様の知識量を点数化して個人をランク付けする検定試験などが実施されること。

そして、そうなったとすれば、この「日本道徳」の存在は、日本社会のあらゆる構成員にとっての重要な集団規範の基盤として、彼らの価値観や行動様式に大きな影響力を持つことになるであろう。

実際のところは、「日本道徳」などという概念は、現代日本社会で一般的にその存在を認められているものとはいえ、「そんなものは存在しない」と考える方が多数派であろう。ただし、先にいくつか挙げたような個々の道徳的規範が存在していることは認められるのであって、「存在しない」といわれそうなのはそれら個々の規範を部分とする「全体」という存在の方である。

さて、小稿の筆者が「日本道徳」の例で示したかったことは、

- a. ある制度やシステムなどが実在することを前提としたいろいろな行為が広く行われれば、その制度やシステムはさらに実在感を増す
- b. そのようにして実在性を強化された制度やシステムは、当該の社会のメンバーの行動基準や評価基準としてさらに大きな影響力を持つものとなる

そしてなにより、

- c. そのような大きな影響力を持つ存在になったからといって、必ずしもその制度やシステムはそこでいわれるような内容をもつ実体として本当に存在しているといえるかどうかは詳細に検討済みであるという保証はないし、また当該の社会にとってその必要もない

ということである。

ただし、小稿の筆者の主張は、「日本道徳」はありもしない幻想であると決めつけようというのとは違う。個々の道徳的な規範は存在しているといえるし、それらのいくつかをまとめ上げて、それに「日本道徳」というラベルを貼り付けること自体を、正しいとか誤まりだとかいう基準から評価する意味はない。問題は、そのようにして形成された「日本道徳」は、高度に構造化された、自律的で実体視可能な存在であるという証明されていない見解を無批判に信じ込むことであり、そのような態度は少なくとも科学的な立場とは相容れないものであるということである。

小坂井（2002）では、基本的には「民族」という概念についての考察において、次のように述べている。

「人間は外界を把握するに際して、必ず何らかの範疇化を通して情報を単純化しながら生きている。しかし分類することによってほとんど不可避的に認知的錯覚が生じてしまい、できあがった範疇が実体視されやすい。（8ページ）」

これは「民族」に限らず人間の認識全般に敷衍できる知見であり、ここで例として挙げた「日本道徳」、さらには小稿のテーマである「日本語」という存在についてこれから述べていく内容とも大筋において合致するものである。

2-3-2. 「日本語」虚構説

「日本語」という存在は、2-3-1で筆者が仮構した「日本道徳」という概念と同種の、政治的な必要性から作り出された実体のないものなのではないかという主張は、イ・ヨンスク（1996）、安田敏朗（1997）酒井直樹（2002）、鈴木義里（2003）などにすでにみられるものである。それらの先行研究では、小稿でいう「日本語」という言語変種のことあるいはその属性について「虚構」、「思想」、「雑種性」、「フィクション」、「イデオロギー」というように表現していて、つまり「日本語」が自律的で、純粹で、統一的で他と明確に区別し得る実体などではないと主張する点では一致しているといえよう。ただし、そこから先は、『なんのために「日本語」という虚構が作り出されたのか』とか、『なにがその虚構を支えているのか』という方向に議論を進めていくものが多い。

小稿の立場は、基本的には「日本語」を例えば「虚構」と表現する立場とそここのところまでは同じといえる。「日本語」が実在するかしないかという議論は、「日本語」を「神」と置き換えた場合の議論と同じで、「日本語」（「神」）の定義次第でどちらともいえるので意味はない。しかし、「日本語」は一般に信じられているように、構成要素すべてが緊密な関係で結びつけられて影響しあっている、つまり高度に体系化されていて、しかも「日本語」に所属しないいろいろな言語項目やそれ以外のコミュニケーションに関わる項目とは明確に一線を画することができるような実体のある、人間的存在であるということは証明されていない。例えば言語研究の分野では、「日本語」（をはじめとする言語変種）について、「日本語」という全体的言語体系の中にさらに音韻体系、語彙体系、文法体系などの下位の体系があり、その内部に各項目がお互いに依存・影響しあう関係で存在しているというようなイメージで語られることが一般的であろう。しかし、このとらえ方は、満天に広がる無数の星に対して、先にある特定の形状を措定して、その形状の一部として都合良く解釈できるいくつかの星だけを線で結び、それ以外の星は見ないことにして「～座」を作り上げるプロセスと同種の認識の仕方といえよう。例えば、時間と地域を現代の東京社会と限定したとしても、そこには実に多様な言語の実現があるのであり、それぞれの実現の裏にはそのよりどころとなる、言語使用あるいはコミュニケーション上の、これまた実に多様な規範が確かに存在するといえる。しかし「日本語」にしても「東京方言」にしても、決してそれら言語項目の総和とは違うものであり、それらの中からアドホックに選び取られたものだけの集合である。そしてもちろん選び取る主体が違うとその集合の内容も全く同じにはならないのであるが、それらの違いについては重視せず、一致する部分だけを強調することになる。しかもその集合の要素同士の関係あり方の解釈も、要素同士の比較検討から導かれた帰結というのではなく、はじめから「体系的」という枠がはめられているのである。そういう枠にはまり

やすい要素を集めてきているともいえるし、一部の要素間の関係を検証の過程も経ずに全体に押し広めた認識ともいえる。ある要素のあり方や振る舞いと、別のもうひとつの要素のそれとが因果的あるいは相関的関係にあることを見いだしたとしても、それだけでは集合内のすべての要素が同様の関係で互いに密に結びついているという保証にはならないのである。言語研究とは、まだ十分には明らかにされていない言語体系の全体像の存在を前提とし、少しでもその『真実』に近づこうとして記述を続けている活動と一般的にはとらえられるであろう。しかし、記述を詳細に重ねれば重ねるほど、客観的な言語体系という存在がより明らかになるというよりも、記述を重ねれば重ねるほど、ひとつの言語体系というモノとして実体視しやすくなるだけなのかもしれない。

3. 新しい書記言語の成立の意味

3-1. 国家語の条件—なぜ書記言語でなければならないのか—

3-1-1. 方言区画と標準語の虚構の同一性

前節では、「日本語」とは、日本社会に客観的な存在として実在するひとつの体系というよりも、明治以来の日本政府による言語政策をはじめとする社会的な諸活動によって作り上げられた虚構であるとみる立場について検討した。それに引き続いて小稿がここで取りあげる課題は、「日本語」が虚構であると認めるとして、「日本語」以外の言語変種、あるいは言語体系と呼ばれるものもすべて虚構なのか、あるいは世界には実在する、実体のある言語変種とそうとはいえない虚構の言語変種があって、「日本語」は後者のひとつであるということなのかという問題である。

「日本語」が虚構であると主張する先行研究の中には、日本語話者はすべて各地域の方言のいずれかをまず母語として習得しており、その母語としての諸方言の存在を疑うことはできないが、「日本語」はその後に習得されるものであって誰の母語でもなく、単なる虚像にすぎなし、そうであっても誰の言語形成にも問題は起こらないと考えるものがある。これは、個人から離れた自律的な体系としての言語の存在自体は事実として認めるが、「日本語」はそれにはあたらないとする見方である。その場合、日本社会に実際に存在する言語変種としてはまず各地の方言を挙げることになるので、ここでは、まずその各地域の諸方言の存在について検討してみたい。

地域方言というと、まず「東北方言」、「関東方言」、「関西方言」、「九州方言」というおおざっぱなまとめ方からからはじまって、行政区画としての都道府県別の方言、さらには市町村別の方言区画など、大小さまざまな区画基準が存在する。当然のことながら大きな区画をすればするほど、その内部にはたくさんの異質な要素を抱え込むことになり、例えば「東北方言」などという均質な単一の言語体系など存在しないことになって

しまうことを経験的に理解するのは容易である。これは、「盛岡方言」とか「仙台方言」というように、区画の仕方をさらに小さくしたところで結局は同じことであり、最後には個人語 (idiolect) にいきつくしかないということになる。しかも、個人語といっても、同一の個人は常に同じことばを話しているわけではなく、場面、相手、情報の内容などによっての使い分けのほか、それらの条件が同一だとしても常に言語変化の影響を被っているはずである。例えば「現代京都方言」という言語変種を認識するためには、京都という地域内部には多様な言語項目が連続的に存在するという事実には目をつぶり、それらの中の主なものに共通するいくつかの特徴だけをアドホックに抽出して、共通しない多くの特徴を除外し、いわば抜け殻のような特徴の束をさして、ひとつの言語体系だと見なすというような、認識上の飛躍がどうしても必要になる。これは構造主義の古典的な「意味」というものの定義と類似的操作であり、そうすると「現代京都方言」というものは、指示物とは別の抽象的な存在ということになる。そして、ここで行われた「現代京都方言」という概念を形成するための操作過程は、前節で述べた虚構としての「日本語」が確立するプロセスと軌を一にするものであることがわかるであろう。京都各地で行われる多様な言語使用やその裏にある規範の中から、必要な特徴だけをいくつか寄せ集めて、あたかも単一で均質な言語体系が存在するかのような名前の付け方をするような操作と、『口語法別記』にみられる次のような「国語 (標準語)」の制定のプロセスとは、本質的に同じものであるということである。

「しかしながら、東京言葉と云つても、賤しい者にわ、訛が多いから、それは採られぬ。そこで東京の教養ある人の言葉を目当てと立て、そうして、其外でも、全国中に広く行われて居るものを酌み取つて、規則をきめた。」

「日本語」を虚構であると考えれば、同じ理由で「現代京都方言」も「東京語」も「八丈島方言」も、また、「ヤンキーことば」とか「女性語」などという社会方言とかレジスターなどとよばれる言語変種もすべて虚構ということになる。

3-1-2. 「標準語」としての書記言語の単純性と均一性

3-1-2では、先行研究でいうように「日本語」の存在を虚構であると考えれば、「～語」とか「～方言」などの言語変種あるいは言語体系といわれるものは、結局はすべて虚構であるということになること、「～語」「～方言」という概念を形成するためには、現実の言語使用に関わる規範のうちの、いくつかだけを取り上げ、それ以外は無視するという認識の過程が不可欠であることを述べた。

それに引き続き、ここではその「日本語」が日本の国家語としての地位を獲得し得たことと、「日本語」という虚構の内容との間にはいかなる相関があるのかという点につ

いて考察する。つまり、「日本語」も他の言語変種も虚構であるという点では大きな違いがないとするなら、なぜ「日本語」だけが国家語になったのか、国家語にならなかった他の言語変種と「日本語」はどこがちがっていたのかという問題について考えていくということである。

さて、2-1では言語内情報完結度の高低という考え方をもち出したが、それは、その言語内情報完結度の高低が虚構としての言語体系の形成のしやすさに直接かかわると考えたからである。結論から先に言えば、言語内情報完結度の高い言語表現に関わる規範は、虚構としての言語体系の一部として比較的位置づけやすいと考えられる。よって、言語内情報完結度の高い言語表現に関わる規範がたくさん存在している場合は、その逆の場合に比べて、誰にとっても、それらをまとめてひとつの自律的な言語体系として相対的に認識しやすいということである。この点について現代日本語の書記表現における規範と口頭表現における規範の中から例を挙げながらも少し詳しく説明する。

現代日本語の書記言語、つまり「日本語」では、目的語には格助詞ヲをつけることが義務化されているのに対し、口頭言語では目的語にヲを伴わない、つまり無助詞の例の方が多く(50~60%)といわれる。つまり『目的語には格助詞のヲをつける』というのはいくまで書記言語での規則であり、例えば東京地方の口頭言語ではこれが『目的語には格助詞のヲをつける場合がある』とかあるいは『目的語には格助詞のヲをつけることが可能である』と記述されるべき実態である。「日本語」のように格助詞ヲの付与を義務化しているということは、当該の名詞句の文内での役割明示を義務化しているということであり、これが義務化されていない口頭言語の方は、無助詞の場合は他の手がかりをたよりにして当該名詞句の文内での役割を確定しなければならないことになる。口頭言語の場合は顕現した名詞句の文内での役割りがわからなくてもいいというのではなく、格助詞が付かなくてもわかる場合が多いから、格助詞の付与が義務化されていないのである。なぜ格助詞に頼らなくてもわかる場合が多いのか、さらにいえば、格助詞と同様に名詞句の役割りを理解する言語的手がかりといえる語順も口頭言語の方が自由度が高いのかというと、それでも理解に支障がないような条件での発話が口頭表現の場合は基本だからである。これは音声と文字の違いではなく、先に述べた、口頭言語が使用されるような典型的な条件と書記言語が使用されるような典型的な条件の違いからくるものである。

さて、書記による表現の方には「目的語には格助詞のヲをつける」というシンプルで明確な規則があり、日常的な会話などの口頭表現の方にはそのような明確な規則はなく、あるとしたらせいぜい「~つける場合がある」とか「~つけてもいい」などという比較的あいまいな傾向しかないとする、そして「目的格名詞句」の役割り表示に関わる規

則以外でもそれと類似的な違いが両者の間にたくさんあるとすると、書記的表現にかかわる規範群の方が、言語とそれ以外の要素を分離して、言語だけを独立的、自律的な存在として認識する助けとなりやすいということがいえるであろう。

3-1-2では、「～語」「～方言」という概念を形成するためには、現実の言語使用に関わる規範のうちの、いくつかだけを取り上げ、それ以外は無視するという認識の過程が不可欠であることを述べたが、取り上げられるいくつかの規範としては、できるだけシンプルで明確な内容の規範群の方が、複雑で曖昧な規範群より、それらを集めて「～語」「～方言」という虚構をでっち上げるためには適しているということなのである。

3-2. 書記言語としての「訓読文」と「日本語」

3-2-1. 訓読文の成立と位置づけ—単純化の極致—

3-1-3では、「～語」という自律的な言語体系としての虚構が成立するためには、コミュニケーションに関わる他の要素から言語的要素だけを切り取ってまとめやすくなっていることが必要であり、その点で、よりシンプルでより明快な規範群からなる書記言語の方が口頭言語よりも相対的にその条件を備えているといえることを述べた。「日本語」とはまさしく典型的な書記言語的特徴を有する言語変種であり、そのことは「日本語」が国家語として百年近く君臨しているという事実を支えてきた重要な条件であることは確かである。しかし、「日本語」は日本史上唯一の書記言語でも、最初の書記言語でもない。「日本語」よりはるか以前から、はるかに長期間にわたって書記言語として機能してきた言語変種が少なくともひとつ存在していた。それはいわゆる「訓読文」である。もちろん「訓読文」といっても、単独の均質な言語変種と考えられてきたわけではなく、時代や使用者集団の違いによって多様な内容を包含した概念としてこれまでも扱われてきた。さまざまな地域方言、社会方言の総称としての日本語という言い方の他に、ひとつの均一な言語体系を指す「日本語」という概念があるように、訓読文系のさまざまな変種の総称としての他に、例えば「和文」との対照的なひとつの文体としての「訓読文」というとらえ方が存在するといえるであろう。そしてこちらの「訓読文」の方は、典型的な書記言語的特徴からなる文体として認識されているものであり、小稿の立場からすれば典型的な虚構—みんながあると思うからあるもので、その内容がどうなっているかということは重要ではなく、みんながあると思うこと自体に意味があるような存在—のひとつであることになる。

文字を持たなかった時代の日本文化は、ある出来事や思想の内容を記録するとしてたら、一度中国語に翻訳して、その中国語を、中国の文字体系と書記法によって書きつづるしかなかった。しかしこの場合の書記は、その文字列から復元されるのは中国語であ

って日本語ではない。例えば/bokuwa kimio aishiteru/という文を [I love you.] と書くようなものである。この段階では日本語を文字化したものとはいえない。日本語を文字化したというためには、その文字列から復元される言語は日本語でなければならないからである。そこで仮に、[I love you.] という文字列を加工して、

(1) Iハ loveシテル youヲ.

①

③

②

(※①～③は処理する順序を示す)

とか、

(2) Iハ youヲ loveシテル.

などというようにした場合を考えると、(1) や (2) の文字列から復元されるとしたら英語文ではなく日本語文ということになり、これではじめて日本語の書記という段階に近づくわけである。ただし、これだけでは[I]や[love]や[you]という文字(列)にどのような日本語が対応するのか、つまり[I]や[love]や[you]をどうよめばいいのかが一義的には決まらない。[I]に意味的に対応する日本語の一人称代名詞や、[you]に対応する二人称代名詞はそれぞれ複数存在するからである。そこでこのような翻訳行為の場合だけは、一人称代名詞は常に例えば「boku」であるとか、二人称代名詞は「kimi」だけであるというような限定を加えると、これではじめて(1) や (2) の文字(および記号)列から/bokuwa kimio aishiteru/という日本語の復元が保証されることになる、つまり日本語が書けるようになったということである。

「訓読文」とは、非常に単純化していえば、このような事情からこのようにして実現した日本語を書記するという行為に、必然的に付随して成立した書記専用文体なのである。今述べたように、この文体は、文字列からの一義的な復元可能性を実現するために、つまり、日本語の書記を実現するために、言語の側の表現の多様性を極端に削り取って成立したものといえる。言語表現の多様性を極端に削り取って、ひとつの書記専用文体(書記言語)を作り上げるという過程は、小稿でここまで何度も述べてきた虚構としての言語体系の成立過程にそのまま重なるものであるということが理解できるであろう。

3-2-2. 訓読文系文体の口頭言語との乖離

3-2-1では、「訓読文」は、その成立事情から考えて、小稿でこれまでに何度も述べた虚構としての言語体系成立の過程をたどって、そういう言語変種が実在すると認識されるようになった典型的な書記専用文体(書記言語)であることを述べた。そうであるならば、この「訓読文」も書記言語であるという点で、国家語としての条件を、言文一致を経て成立した「日本語」と同様に満たしているということができようであろう。あるいは、よりシンプルで明確な規範群を包含しているという点では、「日本語」以上に自

律的で他のコミュニケーション要素から独立した体系として把握しやすいとさえいえるものである。しかし、実際の歴史では、この「訓読文」は近代国家日本を象徴する言語体系としての地位を獲得することはなかった。ここでは、この事実について、「訓読文」は「日本語」とどういう点が違っていたためにこのような結果になったのかという問題について検討する。

この問いの答えは、ある意味では明白であるともいえる。要するに「訓読文」は一般国民にとって「日本語」に比べるとふたつの点で習得しにくい条件を備えていたということである。ふたつの条件のうちのひとつめは、「訓読文」は、「日本語」に比べれば、習得する場合の労力がより多くかかりそうに感じられるものであったということ、ふたつめは、多くの国民にとって「訓読文」は、「日本語」に比べれば習得しようという動機付けがしにくいものであったということである。

そもそも「訓読文」とは、その成立のプロセスから考えても、より多くの日本語母語話者がこれを習得し、主として文字を媒介とするコミュニケーションの際に依拠すべき言語変種として広く通用するという目的とは全く逆向きの方向性を持つ存在であったといえる。いつの時代の、どの地域方言を母語とする日本語母語話者にとっても、「訓読文」は自分達の日常使用している口頭言語とは大幅に乖離した存在と感じられていたはずである。なぜなら、一般の日本語母語話者にそのように感じさせること自体が、この言語変種の社会的な存在意義であったとさえいえるものだからである。

社会には様々な集団が存在しており、あるいは存在していると人々は考えており、自分がその社会集団のどれに属していて、どれには属していないかということ、他者に向けて表明することは、自分のアイデンティティーの形成手段として、誰にとってもなによりも重要な課題である。自分がある特定の集団に所属している、あるいは所属したいと望んでいることを表明するための手段としては、それぞれの集団がもつ「集団規範」に、その集団に所属する他のメンバーと同じように従うことが最も有効で最も一般的である。そして、言語は、宗教、ファッションなどとならんで、その集団規範の代表的な存在といえる。

「訓読文」は少ない努力や能力や経済力で習得できるものではなかった。それは誰にでも習得できるものではなく、その使用が一部の特権的集団のメンバーだけに限定されることによって、それら特権的な集団のすぐれた集団規範になるために設定された虚構であったということができる。

3-2-1で述べたように、「訓読文」は、文字化された場合のその文字列から、一義的に日本語が復元されることを可能にするために、表現面の多様性をとことんまで抑制して、いわば「ひとつの意味にはひとつの表現形式が一对一で対応する」という非現実的

なあり方を目指したような言語変種である。ただし、「ひとつの意味にはひとつの表現形式」という状態を目指しただけならば、そのたったひとつの表現形式として選ばれるのは当然、その当時最も一般的な言語形式であったはずである。ところが「訓読文」の場合は、選ばれた言語形式は、ことごとくといっていいほど、前時代的な香りの残る、訓読文成立以降のどの時代の日本語母語話者にとっても親近感のもちにくい言語形式ばかりであった。なぜならば、そうすることによって、この言語変種を一部の人間にしか手の届かない存在としてとどめておきたかったからである。「訓読文」は、普通の人々には使いこなせないような難解な言語変種というイメージを持つことによって、それらを使いこなせる人々の特権階級意識を保証するという役割を果たしていたということが出来る。そのような役割を果たすためには、誰でもが日常的に使用する言語変種と異なっていればいるほど都合がいいのである。現代日本社会でいえば、例えば法律関係文書に用いられている標準的な文体が、その方面の関係者以外には非常に難解で、近寄りがたい印象を与えるものとなっているのも、それと同類の働きを期待されたものということができるであろう。法律用語、法律関係文書は、厳密な論理を追求した結果として必然的にあのような一般人にはわかりにくい表現になっているわけではなく、わかりにくい表現を理解できる人々の特別な社会的地位を維持するために、あるいは、わかりにくい表現を理解できると少なくとも自分では感じている人々の満足感を達成することに貢献するためにわかりにくくなっているのである。

4. 虚構の出発点

4-1. 人間の外界把握

2節では、すでにいくつかの先行研究でも指摘されているように、「日本語」とは、すべての構成要素が有機的な相互影響関係を結びあいながら統一的で自律的な全体を構成しているというような実体のある存在というより、むしろ個々に存在する多様な言語項目から、統一的で自律的なひとつの体系として認識するために有利に働くような要素だけを都合よく選択して作り上げられた虚構であるという方がふさわしいということを述べ、そこを小稿の議論の出発点とした。つづいて3節では、そのような虚構としては、原理上、口頭による言語表現に関わる言語項目の集合より、書記された形での情報伝達に関わる言語項目の集合の方が目的にかないやすい性格をはじめから備えているということを述べた。さらに、その条件を備えているといえる「訓読文」と「日本語」のうち、現代日本社会の国家語として、なぜ、はるかに長い歴史を持ち、より典型的な「書記言語」とさえいえる前者が採用されず、新たに「日本語」という言語変種を構築する必要があったのかという問題について論じた。

それに引き続いて本節では、ここまで「日本語」をその典型的な例として説明してきた「言語体系」あるいは「言語変種」というたぐいの虚構の創造は、人間の認識活動全体の中に位置づけるとするといかなる存在といえるのかという点について略述してみようと思う。結論から言うと、人間にとってそのような虚構の創造は、世界認識の基本であり、というよりむしろ、「虚構の創造」と「認識すること」とはほとんど同義とさえいえるものであるということ述べることになる。

人間には知覚に関する生物学的制約があるので、ありのままの外界をとらえることはできない。例えば視覚についていえば、人間が視覚的に知覚できるのはある限られた周波数域の電磁波で、その部分だけを光と呼んで認知できているにすぎない。つまり人間が見ているのは人間に見える範囲内の世界だけなのであって、人間が見ている世界がそのまま客観的な実在そのものなのではけっしてないのである。もちろん他の生物も同様に、視覚的に認知できる範囲はそれぞれの生物なりに限られている。つまり、それぞれの生物は相互に一致しないそれぞれの世界を見て、これが外界だとそれぞれに考えているわけである。そしてこのことは、視覚以外の知覚による認知にもあてはまる。

日高（2003）は、このようにそれぞれの生物が自分なりに写し取った世界およびその個々のパーツをイリュージョンという術語で表現している。人間が知覚する世界も、犬の世界も蝶の世界も相互に違ったものであり、すべてはイリュージョンであるということである。

日高（2003）が述べるイリュージョンは、生物学的な知覚の制約に基づく結果だが、前節まで述べてきた「日本語」とか「～方言」などという存在は、いわば政治的、社会的制約、というより必要性に基づいたイリュージョンとして、日高（2003）の提唱する概念を拡張してあてはめることが可能だと思われる。ここでわざわざそのような拡張操作をするのは、本節の目標である「日本語」という存在をまるで客観的に実在するモノのような存在として認識するという、人間の一般的な行為はどのようなところから来るものなのかという問い、ひとつの有力な解釈を提示するためである。外界を知覚し、認知するという生物としての基本的な操作の段階にその起源を見出すことのできる認識のあり方をアナロジーによって拡張したものだということである。

4-2. 自分のいる場所

人間にとって、自分の存在する場所を挙げるとすれば、脳内のニューロンネットワークの中以外にはありえない。すべての認識、思考、情動などのありかはそこである。身体は、衣装とか乗り物の延長線上にあり、外部といえる。しかし人間は一般に、自分自身のありかを、この身体と同一視している。このいわば勘違いの起源について、内田

(2003) は、次のように述べている

「…『原初的不調和』に苦しむ幼児が、ある日、鏡を見ているうちに、そこに映り込んでいる像が『私』であることを直観するという転機が訪れます。そのとき、それまで、不統一でばらばらな単なる感覚のざわめきとしてしか存在しなかった子どもが、統一的な視覚像として、一挙に『私』を把持することになります。(171ページ)

人間はモノである身体と同一視することによって自分という統一体を認識することが可能になったのであり、これはいわば『モノにたとえることによって認識する』という典型的なアナロジーであるといえよう。身体にたとえて自分を認識したのも、空間にたとえて時間を手に入れたのも、建築物にたとえて国家語を作り上げたのも、基本的には同じ操作であるといえる。

「日本語」とは、政治的、社会的必要性により、日本の言語社会に存在する多様な言語項目の多様性を排除するために、アドホックに、しかも不完全に拾い集められた言語項目の束であるという意味でひとつのイリュージョンといえる。そしてそのような操作をする根本的な理由は、認識の対象をモノとしてとらえる、モノになぞらえることが、その存在を実感する基本的やり方だからである。人間としての出発点ともいえる自分の認識からしてそういうやり方だったということである。

本節での検討により、「日本語」というイリュージョンを作り上げた近代日本社会の営みは、決して特異な、あるいは例外的な現象ではなく、どこの社会にでも普遍的にみられるものであるということが理解しやすくなると思われる。それによって、従来のような「日本語」の实在を前提とした言語研究を見直す契機になることを期待するものである。

注

- 注1. 小稿では、日本語と「日本語」の場合だけではなく、ひとつの言語体系とか言語変種を指すときは「」にいった形で、いくつかの言語変種の総称として用いるときは「」なしの表記で統一する。3-1-2で出てくる京都方言と「京都方言」という表記の違いや3-2で言及する「訓読文」と訓読文系諸文体という表記も同様の原理による使い分けである。ただし、すべての「」付きの言語変種扱いの存在に関しては、小稿の2節以下で、一般に理解されているような形では認めないという立場を明らかにする。最終的にその存在を従来の意味では認めないことになるにもかかわらず、何度も「」に置いて持ち出してくるのは、わかりやすさを優先して一般的な認識の仕方に合わせたためである。
- 注2. 例えば、『国語論究11 言文一致運動』（飛田良文編、明治書院、2004）は、最近刊行された日本の言文一致に関する論考集で、総説の他、各領域における言文一致運動について詳しい記述があり有益である。
- 注3. 注1でも述べたように、小稿は基本的には「言語変種」に関する、他と明確に区別されるような独立した、自律的な言語体系という一般的な理解を積極的に認める立場ではない。2節以下で述べる

ように、小稿の観点からいうと、「言語変種」とは多様な言語事実とその裏にある多様な言語使用に関する規範の中から、アドホックに選別したいいくつかの言語項目だけから構成されるようなかなり抽象的な存在ということになる。

- 注4. 少なくとも言語研究の場においてはそのような分け方にはほとんど意味がないというのが小稿の筆者の以前からの認識である。福島 (2005) 参照
- 注5. 「訓読文」とは基本的には「漢文訓読文」であり、漢文を翻訳する際の言語変種であるが、その文体が確立した後は、翻訳とは関係ない場合にもこの言語変種での表現が行われることが多くあった。小稿では翻訳の場合でも、そうではない場合でも、その文体的な特徴をそなえている言語変種を「訓読文」とみなすことにする。
- 注6. 例えば亀井 (1989) では、この新しい言語変種のことを「新文語」とか「現代文語」と呼んでいる。ここでいう文語とは小稿での書記用言語変種という表現とほぼ同じ意味であると思われる。

参考文献

B. アンダーソン (1997)

『増補 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』白石さや 白石隆訳 NTT出版

イ・ヨンスク (1996) 『「国語」という思想』岩波書店

内田樹 (2002) 『寝ながら学べる構造主義』文春新書

亀井孝 (1989) 『日本語 (歴史)』『言語学大辞典第2巻世界言語編 (中)』三省堂

倉島長正 (2002) 『国語100年—20世紀、日本語はどのような道を歩んできたか—』小学館

小坂井敏晶 (2002) 『民族という虚構』東京大学出版会

酒井直樹 (2002) 『過去の声—18世紀日本の言説における言語の地位』以文社

真田信治 (1991) 『標準語はいかに成立したか—近代日本語の発展の歴史—』創拓社

鈴木義里 (2003) 『つくられた日本語、言語という虚構—「国語」教育のしてきたこと—』右文書院

服部隆 (2004) 『言文一致論の歴史』『国語論究11言文一致運動』明治書院

飛田良文 (2004) 『言文一致研究の視点』『国語論究11言文一致運動』明治書院

日高敏隆 (2003) 『動物と人間の世界認識—イリュージョンなしに世界は見えない—』筑摩書房

福島直恭 (2005) 『平安和文における接続詞と接続助詞』『日本学研究』檀国大学校日本研究所

福島直恭 (2004) 『和文に現れる従属節の特徴』『学習院女子大学紀要6』

スチャートヘンリ (2002) 『民族幻想論—あいまいな民族つくられた人種—』解放出版社

J. ミルロイ&L. ミルロイ (1988)

『ことばの権力—規範主義と標準語についての研究—』青木克憲訳南雲堂

安田敏朗 (1997) 『帝国日本の言語編成』世織書房

(本学教授)